

経済産業省と UNIDO との共同宣言（仮訳）
国際連合工業開発機関（UNIDO）ミューラー事務局長
齋藤経済産業大臣

オーストリアのウィーンに本部を置く国際連合工業開発機関（以下、「UNIDO」という）は、国連の専門機関として、開発途上国および途上地域における包括的かつ持続可能な産業開発を促進する主要な責任を負っている。

経済産業省（以下、「METI」という。）は、東京都千代田区に所在し、民間企業の経済活力の促進、対外経済関係の発展、エネルギー・鉱物資源の安定的かつ効率的な供給の確保に重点を置いて、日本の経済産業の発展を図ることを使命としている。

日本政府は、経済産業省を通じて、UNIDO が実施する「グローバルサウス諸国への日本からの技術移転を通じた産業協力プログラム」及び「ウクライナ復興支援事業」の2つのプロジェクトに資金を提供している。

UNIDO と METI は、1980 年に東京に投資・技術促進事務所を設立して以来、長年にわたる協力関係を築いてきた。

以上を踏まえて、両署名者は、2 つのプロジェクトを実施するにあたり、以下を遂行するべく、UNIDO と METI の協力関係を強化する意向を宣言する。

- a. 経済産業省の見解をプロジェクトの形成・実施にあたり適切に反映させるため、相互に緊密に協議し、日本からの技術移転を通じて、グローバルサウス諸国の産業・経済発展に貢献する。
- b. 経済産業省の見解をプロジェクトの策定・実施に適切に反映させるため、相互に緊密に協議し、日・ウクライナの産業界の協力を通じて、ウクライナの産業・経済の復興に貢献し、ウクライナにおける新事業の創出を促進する。
- c. 日本の持続可能な技術に関する技能開発のための技術協力プロジェクトや、日本におけるウクライナ避難民に対する起業家育成トレーニング等を通じて、途上国及び新興国における日本からの投資及び技術移転を促進する。
- d. 上記の2つのプロジェクトの実施から得られた成果を、UNIDO と経済産業省の今後の協力に生かすよう配慮する。

両署名者は、この共同宣言には拘束力がなく、信託義務、法律義務、または財務義務を伴わないことを承知している。この共同宣言に基づいて実施される活動は、スタッフ、資金、およびリソースが得られるか次第であり、両署名者による話し合いと別途法的拘束力のある文書の執行が必要になる場合がある。

2024 年 7 月 8 日、東京にて署名

国際連合工業開発機関（UNIDO）
事務局長
ゲルト・ミュラー

経済産業大臣
齋藤健